

序文 差異の繫争点

——本書の狙い

天田 城介

1 差異の繫争点

本書はいわゆる「マイノリティ」をめぐる現実を思考した本である。私たちはそれぞれこれまでに記述・集積・展開されてきた「マイノリティ研究」での語り方、「マイノリティ論」の論じ方に大きな不満と苛立ちがあつて、そうしたマイノリティ研究・マイノリティ論では十分に記されていない／語られていない世界を何とか記述・言及したいと願つて本書を編むことにした。本書はそうした思考作業の第一歩となる。

なお、今回の本は「差異の繫争点」という奇妙な造語によって自分たちが記述したい／言及したいと願う現実を表現した。読者の皆さんは「だったら、もっと分かりやすく、『マイノリティ研究の新たな視点へ』とか『マイノリティ論の批判的検討』などといったタイトルをつけれ！」と思われるかもしれない。私もそのように思わなくもない。

辞書的な意味からして「繫争点(係争点)」とは、当事者間で争うこと、特に訴訟を起こして法廷で争うことを指す。したがって、私たちはこの奇妙な造語である「差異の繫争点」に個人間ないしは集団間の差異に基づいた当事者間での争い、複数の差異をめぐる争点、差異を可能とする同一性をめぐる対立点、複数のかつ重層的な差異をめぐる厄介な論争、そもそも差異を生きる人たちの現実に対する評価をめぐる対立といった意味を込めている。私たちの日常とは、個人の間ないしは集団の間の差異によって、一方から他方への支配・権力・抑圧の関係が形成されていることが多い一方で、ほとんどと言ってよいほど、私たちの現実には複数かつ複層的な支配・権力・抑圧の関係のもとで構成されている。その意味では、私たちは常に個人間ないしは集団間の差異によって生じた葛藤・軋轢・対立を経験し、そうした現実を踏まえ絶えず妥協・交渉・調停・紛糾・闘争を行なっている。加えて、こうした現

実に対する論点も複数あり、それらが大きな争点となることもある。更には、そうした争点・対立点に対する私たちの判断・評価も分かれるところである。こうした差異をめぐる争いを記述するためにこそ、「差異の繋争点」を本のタイトルにしたのだ。ちなみに、「係争点」とせず、「繋争点」としたのは、差異をめぐる争いはまさにその差異によって繋がっていることを込めている。すなわち、差異によって繋がっていないが、差異をめぐる争う。差異をめぐる争いを行っているからこそ繋がっている。そうした差異をめぐる複数の〈繋がり〉と〈争い〉を読み取っていただければ嬉しい限りである。

むろん、その成否は読者の判断を待たねばならないが、私たちはその造語でもって、様々な差異を孕む身体を生きる人たちがいかに繋がりがながらも、同時にそのなかで争わざるをえないのか、そこでの争点はいかなるものであるのか、そのことを通じていかに社会秩序は達成されていくのか、数多ある言説と社会的装置はいかにして差別の体制を編成していつてしまうのかを指し示したいと思ったのである。自らの身体のうちの特異な差異を抱えることで差別を被る場合、私たちはその差別に抗いつつ、その人たち同士で繋がろうとすることがあるが——その特異の差異ゆえに生きることが困難になることがあるがために相互に関係を形成しようとする——、その集まりのうちの別の差異こそがそのマイノリティの争いや喧嘩の火種ともなっていく。それぞれの異なる身体によって異なる要求・主張がなされるだけではなく、その差別や抑圧にどのように抗するか、自分たちの置かれている現実をいかにして受け止めるかなどを含め、その集団内部の微細だが深刻な差異が当事者たちに大きな葛藤や亀裂をもたらす。更にはその論じ方自体が争点になる。いふならば、ここにこそ「差異の繋争点」と名づけるべき主題があるのだ。

2 十分に論じられてこなかったことを論じる

しかしながら、社会学においては——もちろん社会学に限ったことではないが——、こうした差異の繋争点について十分には論じられてこなかった。むろん、「マイノリティ」と呼ばれる人びとについての論文・著書はそれなりに多い。だが、幾つかの例外を除けば、それらのどれをとっても満足できるものではない。多少なりともそれらの現実を知るものにとっては、それらの

事態の複雑さについて何ら記されていないように思うのだ。その意味で、私たちはこうした主題でこそやるべき仕事が生かされていると思っている。汗牛充棟のように思えるテーマであっても、あるいは時代的な知的ファッドからすれば注目されなくなったテーマであっても、「差異の繫争点」に関わる仕事はほとんど未踏の領域なのだ。私たちはこうした「差異の繫争点」において少なくとも以下の6点を中心に考えていくことが大切だ。

第1に、単純なことのように思われるかもしれないが、「マイノリティ」と称される人びとはいかなる現実を生きているのかをきちんと記す仕事がある。もちろん、これまでの様々な差異を抱えて生きる人たちの日々の泣き笑いを含む日常の現実を捉えたもの、そうした人びとがそれまでの自らの生をいかに物語るのかを記した研究は少なくない。決して多くはないが、一定の質量があると言ってもよいかもしれない。あるいは、複合差別論あるいは重層的差別構造論として現実を記述せんとする試みもある。しかしながら、様々な「マイノリティ」の人たちのあいだにどのような困難がいかに生じ、それが困難のままに置かれ、その解決の道筋がいかに立ち難いかを記した研究は実に少ないのだ。こうした単純ではあるが、堅実な研究がきちんとなされるべきであろう。

第2に、マイノリティの人たちの集団・組織のなかで、あるいはそのマイノリティの運動のなかでいかなることが論点・争点になった(なっている)のかを記すべきだ。もちろん、これは第2派フェミニズムのなかでの女性間の労働・階級・人種・年齢・セクシュアリティの差異をめぐって幾度も論じられてきたことでもある。様々な差異を抱えている人びとが集団・組織を形成し、そこで様々な複数の運動を展開している現実もこれまで記述されてきた。だが、そうした運動のなかでなにゆえ／いかに意見が分かれ、相互の亀裂・葛藤・対立を生むような構図になっているのか、それぞれの主張はいかなる要素によって構成されているのか、それぞれの主張が導いてしまう帰結がいかなるものであるのかについての論考が十分でない。要するに、きちんと調べられ、考えられていないのだ。

第3には、いかなる制度・政策のもとでマイノリティの歴史と現在は出来てきたのかが調べられてよい。「マイノリティの人びととの共生を」「マイノリティの生き方を知ろう」「様々なマイノリティの主体的活動を」等々の言

葉は聞かれる。少なくとも言葉だけであれば、多くの人たちが口にする。しかしながら、事態は全くそうっていない。そうっていないにもかかわらず、いかなる歴史的・時代的文脈のもとでどのような政策・制度が実行され、その政策・制度のもとで事態が現出してきたのかが記されない。昨今の社会学のなかでは特に弱いところであるが、歴史的ダイナミズムのもとで複雑かつ厄介な事態がいかに立ち現れてきたのかが分析されない限り——いわば歴史診断と制度分析がなされない限り——、私たちは事態の困難さだけに捕えられてしまい、基本的な問いを消失してしまうことがある。だからこそ、きちんとこれらを考えるべきなのだ。

第4には、マイノリティの集団・組織の運動において過去そして現在いかなる論争・論点・争点があったのか、それらはいかなる言説によって構成されたのか、それらの繫争点はいかなるものとして論じられてきたのかについて記されていない。全く驚くべきことであるが、私たちは過去において歴史的・時代的なダイナミズムのもとで出来た事態を恐ろしい早さで忘却してしまう。論争・論点・争点がいかなるものであったのかを精査しない限り、過去問われていたことさえも問われることがなくなってしまう。それぞれの時代的・歴史的な文脈を踏まえたうえで、そこでのそれぞれの繫争点が分析される必要がある。だからこそ、私たちはこうした問題をきちんと丁寧に考えたほうがよい。とりわけ、ほとんど記述されることのなかった人たちの差異をめぐる繫争点の歴史は確実に調べられ、記されるべきものである。

第5として、そもそもなぜ「差異の繫争点」に関する研究が十分になされなかったのかをきちんと考えておく必要もあるだろう。少ないながらも「マイノリティ研究」とでも呼ぶべき領域があったにもかかわらず、そこではなにゆえに差異の繫争点がきちんと調べられ、思考されなかったのか。なぜか。1つには、マイノリティがそれなりに一枚岩的に運動として主張する場合にはそれを後方から支援する形でよいのだが、マイノリティの運動にあってもそれぞれの当事者によって大きく判断が分かれる論点がある。政治的対立として分かれることもあるし、何がしかの裁判に関わるか否かで分かれることもある。あるいは裁判をしている場合でも決着の仕方でも判断が大きく異なることもある。更にはある差別的な事件などに対してどのような態度表明をするかで全く立場が異なることもある。そうした場合、調査する研究者は自らの

立ち位置の表明を求められることがある。たとえば、ある当事者が長期にわたって別の方と対立している場合、双方の聞き取りをしようにも「お前はどちらの味方だ」と非難されることもある。様々な場面で「踏み絵」を踏まされることもある。こうして当事者の葛藤・軋轢・対立をできる限り回避したような調査が多く産出されてしまうことがある。ある意味では、毒にも薬にもならないものも増える。

第6に、マイノリティをめぐる運動や研究における「批判的な物言い」をきちんと批判的に捉えることが重要である。マイノリティに関する多様な主題・対象・領域を扱いながらも、それぞれの主題・対象・領域における先行研究で語られてきた「批判的な物言い」に対して可能な限り距離をとり、自らの思考のもとで批判の立ち位置を見定め、自らの研究を改めて設計・構想する必要があるのだ。特に、マイノリティの運動においてはある現実が切実であるがゆえに、余儀なくされた現実を生き延びるために、ある言説が構成されることがあり、それは実践的・運動的には重要なのであるが、私たちはその当事者の言葉から真に深く学ぶためにもそうした批判的な物言いをきちんと批判的に検討する必要があるのだ。いわば批判的言説をどこまで批判的に論考できるかが大切である。

3 異なる身体をめぐる争い

以上のような諸点を踏まえたうえで、本書は以下の3つのテーマを論じるものである。それぞれのテーマごとで第I部、第II部、第III部を構成した。

第I部には「異なる身体をめぐる争い——病と社会運動」をテーマに3つの論文と1つのエッセイを配置している。いずれもよい意味で「納得のいく」論文となっている。

当たり前のことだが、私たちは異なる身体を生きている。それぞれに異なる性愛のもとを生きており、異なる年齢、異なる集団、異なる信念、異なる文化、異なる社会を生きる。さらには、病の身体のもとで生きている場合でも、その病が治療可能か否か、痛みがあるか否か、後遺症が残るか否か、障害があるか否か、働けるか否か、金を稼げるか否か、周囲からの差別や抑圧があるか否かによって、さらには、それぞれの程度や濃淡によってその病の

身体の異なり具合は全く違う。だから、私たちの身体は個別かつ固有なのだが、ある身体たちがおかれている社会構造ゆえの不利益・抑圧・差別から、ある人たちは自らの日々の生活を何とかしようとして、ともに集まり、ともに要求し闘う。固有な身体が繋がるのである。他方で、固有な身体が繋がらつつも、その異なりによって別の望みを抱き、主張をし、運動を展開することがある。外部からは「当事者」の葛藤・分裂・対立に見える「争い」はその身体の異なりによって——その異なる身体のおかれている条件によって——形成されているのだ。私たちは「当事者」と呼ばれる人たちがいかに異なる身体を生き、異なる主張をし、異なる要望・意志を抱き、異なる争い方をしているのか、異なる争いをせざるをえないのかを知っている。第Ⅰ部ではこうした「異なる身体をめぐる争い」を幾つかの「病と社会運動」に照準することを通じて描き出していくものとする。

第Ⅰ章の有菌論文は、ハンセン病患者運動が「草創期の闘い」「らい予防法闘争を頂点とする激しい闘い」「らい予防法闘争以降の静かな闘い」のそれぞれの時代・局面においていかになされてきたのか、また、それぞれの時代・局面において複数の運動体がそれぞれの置かれている現実を踏まえたうえでどのような運動を展開してきたのかを論考することを通じて、ハンセン病者の運動に通底する思想を解明せんとする論文である。結論として、有菌論文は、ハンセン病患者運動はらい予防法闘争の敗北や医療合理化政策で余儀なくされた妥協などの困難を経て、療養所内で患者がみな受給できる給付金を要求する運動を展開していくが、その運動は「最底辺の人に足並みを揃える」という平等主義的原則と屈辱や苦難を耐え抜いてきた病者の矜持に突き動かされてきたものであったことを描き出している。ここに私たちは当事者たちの運動であっても、それぞれの当事者の身体がおかれた状態・状況によって異なること、療養所外部の労働市場や制度や政策によって当事者たちの生活・生存は違った形で営まれてしまうこと、そうした差異があるにもかかわらず、当事者たちの長い月日を費やした患者運動のもとで当事者の運動は展開されてきたこと、とはいえ、差別にいかにかに抗うかについては当事者の間にも亀裂や葛藤や対立などの争いが生じてしまうことがあることが指し示されている。私たちはこうした当事者のおかれている複雑かつ錯綜した現実を目の当たりにしているのだ。その患者運動の困難が描かれる。

第2章の西沢論文は、戦後の京都西陣地域における賃織労働者を中心にした労働運動と住民運動がいかんして形成・変容してきたのかを丁寧な記述から明らかにせんとする論文である。結論としては、京都西陣地域における賃織労働者を中心にした労働運動と住民運動は戦後直後の歴史的・時代的な思想的・社会運動的な文脈のもとで形成されたというだけではなく、戦前の無産者医療運動や労働運動を一定程度汲みながらも、当該地域における住民たちが協業・分業をとまなう西陣機業と労働と生活が一体となって営まれている地域に置かれ、また賃織制度における織元と賃織との抑圧的な従属関係のもとにあったからこそ主体的で特異な運動を形成してきたことを析出する。社会運動の主体は数多ありうるにもかかわらず、他ならぬ「住民」が主体となる社会運動では、当事者はいかなる身体のもとで生きており、何を望んでいるのか、何と争おうとしているのかといった点によって運動の形作られ方が異なることを教えてくれる論文である。

第3章の北村論文は、1970年代における若い血友病患者たちの運動がいかんして形成されてきたのか、その運動ではなにゆえに親子の関係が問い直されたのかを論考する。本章で導き出した結論は、1970年代後半までの血友病患者の運動とは当事者よりも親中心の運動であったが、1つには「もう一つの家」たる「病院」を拠点に血友病患者たちの交流が深まり、運動を組織化したこと、もう1つには“ホーム・インフュージョン (家庭輸注/自己注射)”の普及によって自分の身体をコントロールし、日々の生活を主体的に営むことができるようになったことを背景に若い血友病患者の運動が形成されたことを提示する。加えて、自らの身体をコントロールし、日々の生活を主体的に営むことが可能になったからこそ、血友病をめぐる差別や排除に抗わんとする運動をより一層強く主張することになった事実を剔出する。この論文は「一枚岩」に見えてしまう患者運動が、その実、当事者たちが病院にとともに居合わせることによって当事者間の繋がりが生まれ、ある薬や技術などが開発され、導入・普及することによって——当然、薬や技術などがあることとそれらにアクセス可能であること、それらを負担なく受け取ることが可能になることは違う——、当事者において痛みなどがコントロールでき、自分で何とか暮らしを営むことができることによって親とは異なる運動を展開していくことを指し示している。平板な言い方になるが、病をめぐる社会運動が錯

綜・分岐・対立していくのは、そのような現実をもたらす——余儀なくしている——条件があるからである。

吉田のエッセイは全国ハンセン病療養所菊池恵楓園において黒川温泉宿泊拒否事件をめぐる当事者の交錯する感情と当事者間の落差を特徴あるタッチで伝えてくれる。

以上の3論文と1つのエッセイによって第Ⅰ部は「異なる身体をめぐる争い——病と社会運動」の複数の断面を描き出す。そのエッセンスは読者に伝わるだろう。

4 もつれあう差別と抗い

続く第Ⅱ部には「もつれあう差別と抗い——再編される性的秩序」をテーマに3つの論文、1つのエッセイを配置している。いずれの論文もよい意味で「不穏」な雰囲気や漂う内容になっている。この「不穏さ」は差別をめぐる現実の不穏さを指し示すものだ。

第Ⅱ部は、複数の差別関係が複雑にもつれあうなかで当事者をとりまく現実がいかに構成されているのか、その現実を受けて当事者はいかにその差別に抗うのか、そしてそうした諸実践によっていかに日々の社会秩序は編成されていくのかを論考する。とりわけ、様々な差異を孕む性的身体を生きる人たちがどのような複数の差別関係の只中に置かれ、そのなかで現実が構成されていくのか、そうした現実の只中でいかに抗って生きるのか、そのことによって性的秩序はいかにして編成されていってしまうのかを記述している。

第4章の高橋論文は、トランスジェンダーや性同一性障害と呼ばれる人たちが労働の場において、自らの性的身体を周囲にうまく誤魔化したり、やり過ごしたりしている場合と、周囲に溶け込むことができず目立ってしまう場合とではいかに出来る現実は異なるのか、言い換えれば、それぞれの当事者は異なる戦略を繰り出すなかでいかなる労働の現実を生きざるをえないのかを明らかにしようとする論文である。本章の要諦は、トランスジェンダーや性同一性障害と呼ばれる人たちは、労働の場において異なる戦略を取っていくが、自分の性的身体を周囲にうまく誤魔化す場合でも、周囲に溶け込むことができず目立ってしまう場合でも、性別が問われにくい非正規雇用とい

う形で働くことを余儀なくされていることを述べる。この論文は、異なる性的身体を生きる人たちが労働の場で非正規雇用の形態で働かざるをえないのはなぜか、それぞれの労働の場で特有の戦略を駆使していくが、結果的に、性的少数派が周辺労働を引き受けざるをえない現実を決別するのだ。

第5章の堀江論文は、在日大韓基督教会における「レズビアン差別事件」を取り上げ、複数の差別関係がそれぞれの関係のもとで錯綜し、もつれあうなかで、複合的かつ複線的な差別が1つの「差別事件」として扱われていくプロセスを解明する。本章では、結論として、民族差別に取り組む宗教団体という組織において「レズビアン差別」が問題化されていくなかには、複数の差別が各関係のもとで混線し、もつれあい、しばしば誰にも受け止められることなく霧散していくこと、そして、標準化・問題化された「差別事件」もある特有の形式のもとで「収束」してしまうプロセスを辿ることを鮮やかに示す。本論文は、差別を被っている人たちが同じ帰属集団に属する人びとを差別してしまうといった「複合差別論」には収まらない複雑な現実、すなわちある場面では強者である者が差別されていたり、異なる場面では二重に差別されながらもそれを問題化できる強者であったりといった、差別が問題化されていくダイナミズムに孕まれる輻輳する力学を浮き彫りにする。事実、私たちが日々経験する差別とは文字通りこうした差別者と被差別者が、強者と弱者とが、抑圧者と被抑圧者が複雑に絡み合い、もつれあう力学のもとで関係し合う只中で起こる。だからこそ、私たちは問題を単純化せず、現実の複雑さを映し出すような言葉に分節化して語るべきなのだ。そして、もつれあう複数かつ複層的な差別関係が容易に処理されてしまう実践的的確な言葉で抉り出すべきなのだ。

第6章の村上論文は、主婦のワーカーズ・コレクティブはある意味では男性企業社会に依存する形で独自の展開を示してきた労働実践であったが、その「依存的形態」がいかなる構造的な課題を生じさせているのかを分析したものである。その結論では、夫＝男性企業社会に依存した形での主婦の労働実践としてのワーカーズ・コレクティブに就労困難な人や障害者を受け入れていこうとするならば、こうした「依存」の「清算」なしには制度設計することはできないこと、とはいえ、何がしかの仮設的な「包摂」の手立てを暫定的に遂行するのであれば、その利害をきちんと見極めたうえで進むしかない

ことを提唱する。本章は戦後日本社会の経済成長を前提に形成された日本型労働システムの排除と恩恵を被る形で可能となった主婦の労働実践たるワーカーズ・コレクティブが就労困難な人たちや障害者の包摂のための労働実践として数えあげられてしまう構造的矛盾を的確にまとめる。

梁のエッセイは、多様な不登校経験のある生徒を受け入れる高等教育機関における子どもと教師のあいだでの深い苦悩と葛藤、あるいは生徒同士や教師同士の複数の軋轢が、その子どもたちの支援が制度的にどこにも組み込まれていない構造によって生じている事態を描き出す。逆にいえば、制度的に組み込まれることのない子どもを抱える親と学校の利害のもと期間限定で高等教育機関が受け入れるようにして生じている現実なのだ。第Ⅱ部の3つの論文に通底する「再編される性的秩序」という主題ではないが、ここにも不登校経験の生徒たちに向けられた複層的な差別とそれへの抗いを読み取ってもらえると思う。

第Ⅱ部は以上の論文により「もつれあう差別と抗い」というテーマを論考している。

5 差別の体制

最後の第Ⅲ部は「差別の体制——言説と装置の診断」をテーマに4つの論文を置いたものである。いずれもよい意味で読者の判断を宙づりにする「すっきりしない」論文になっている。それこそが第Ⅲ部の最大の狙いである。

第Ⅲ部は、マイノリティに関わる言説や社会的装置を的確に診断することを通じて、社会運動においてある言説や社会的装置はいかに配置され、機能しているのか、その言説と社会的装置はいかにして構成されたものであるのか、そうした言説や社会的装置は「差別の体制」にいかなる効果をもたらすのかを照射するものである。第Ⅲ部で扱っている素材は、「沖縄問題」に関わる「ベトナムに平和を！市民連合」(ベ平連)、やくざ集団、水俣病に関する社会調査、貧困調査・支援といった具合に多様であるが、上記の対象からマイノリティに関連する言説と社会的装置の効果を読み解いていく。

第7章の大野論文では、1960年代後半においてベ平連がいかにして「沖縄問題」に取り組んでいったのか、そのなかでいかなる困難や衝突を経験し

ていったのか、そのなかで「沖縄問題」に関わろうとする本土の運動(ベ平連)の課題はいかなるものとして認識されていたのかを析出した論文である。その要諦は、ベ平連は「沖縄問題」をベトナム戦争と自らを繋ぐ「内なる問題」として捉え直し、現地での直接行動を起こすのだが、現地行動と大量逮捕をめぐる混乱のなかで次第に自らの立ち位置を自己反省的に問い直す態度表明がせり出していく。と同時に、運動がそうした立ち位置をめぐる自己反省的な内向きの態度表明だけに拘泥することへの批判がなされていたことを丁寧に記している。この論文は、今日の「マイノリティの社会運動」や「マイノリティ研究」に埋め込まれている自己反省的な内向きの態度表明を1960年代後半のベ平連の「沖縄問題」に関わる運動の言説においてすでに読みとることができる一方で、そうした自己反省的な運動の振る舞いを批判する言説も形成されていたことを指し示す。いわばマイノリティ運動・研究において立ち位置への自己反省的態度表明とそれへの批判とは二重化された形の言説として機能しているのだ。むしろ、私たちはマイノリティ運動・研究における「〈自己反省-自己反省批判〉の言説セット」がいかに「差別の体制」を維持・存続させているのかの効果を解析すべきなのだ。

第8章の山本論文は、差別と被差別の構造が複雑に絡み合うやくざ集団を対象にしたうえで、やくざの構成員が被った差別の経験を読み解くことを通じて、やくざがいかなる社会的装置として作動しているのかを解明するものである。本章の結論は、被差別部落や在日朝鮮人ということで被差別の経験を被ってきたやくざの構成員たちは、やくざになることを通じて、強力な親分乾分関係のもとでの「力」の支配する空間にて擬似的な「平等性」を感受し、そのことによって重層的な被差別意識を解放するというものだ。その意味では、被差別経験からやくざの構成員になることもあるし、住民運動の担い手にもなりうるのであるが、やくざにおいては複数の差別を同時に問わざるをえないような集団を混成していることによって構成員は力と仁義によってこそ生きていくことができることを感じ取るのである。そして、やくざは国家のもとで特異の機能を果たすと同時に、「やくざ業」として都市周辺労働市場の極北に位置するのである。その意味では、やくざとは「差別の体制」を補完するというだけでなく、差別の体制を新たな形で組み替えもするし、食い破るかもしれない。私たちにはその装置をいかに判断・診断するかが問わ

れている。

第9章の森下論文は、水俣病問題に取り組んだ広義の社会調査研究において水俣病はいかに捉えられてきたのか、とりわけ「被害者」はいかなる形で語られてきたのかを提示したうえで、「隠れ水俣病患者」を発見・創出し、彼／女らが隠れ水俣病患者とならざるをえない差別と抑圧の構造を浮き上がらせてきた研究史・調査史を論じている。本章は、水俣病問題においては公害認定という制度的問題があったゆえに、加害－被害の立証と同時に、公害認定制度上の埒外とされた人びとの被害を立証することが指向されるなかで、水俣病問題に関する社会調査研究において「隠れ水俣病患者」が発見・創出されていき、彼／女らが自らの症状や自らが水俣病であることを隠したり、誤魔化したり、なかったことにしてしまう差別と抑圧の社会構造を炙り出す。本章は水俣病史ないしは水俣病研究史ではなく、水俣病問題に関する社会調査研究がいかなるフレームアップをしてきたのかを跡づけたうえで、場合によっては社会調査研究自体が不知火海沿岸地域の「隠れ水俣病患者」を浮上させ、その結果、当該地域における差別を構成してしまうことを示す。あるいはこうした社会調査研究のフレームアップによって問われなくなってしまった問題もあるだろう。水俣病において社会調査という装置が「差別の体制」においていかなる効果をもたらし、その歴史的帰結を生じさせていったのかという理論的な視点の重要性を提示するのだ。

第10章の小泉論文は、第一次世界大戦後から今日に至るまで変わらず不可視の貧困を可視化しようとする貧困調査・支援が、文字通り社会的装置として、いかに国家の働きそのものを不可視化してしまうのかを考究する論文である。本章は幾つもの結論を提示するが、要するに、第1に、貧困調査を通じて不可視の貧困を可視化しようとする欲望の系譜を概括したうえで、これまでの貧困（概念）が一定規準に照らして低位の状態ないしは本来あるべき何ものかの欠如・剥奪・排除の状態であると規定されていること、貧困問題の解決は補填・獲得・包摂によって可能になるとみなされていることを剔出する。第2に、そのような言説における貧困は「正規なるもの」全般からの排除を意味しており——逆にいえば「正規なるもの」全般の擁護をしており——、それは正規の社会が非正規の下層社会なしにはやっていけないということを含意しているが、そうした物言いはどこかの外していると批判す

る。第3に、そうではなく、そもそも国家と社会が強制する正規なるものこそが、すなわち福祉国家による複数のセーフティネットこそが生活の再生産を支えながらも同時に危うくしているのだと結論する。第4に、さらにいえば、国家の眼としての貧困調査・支援は、一方で不可視の貧困を可視化してそれを福祉国家の体系へと繰り入れつつ別の体系を不可視化しながら、他方でそこにおける国家の働きそのものを見えないものにしてしまっていると論考する。本章は「不可視の貧困を可視化」せんとする「淫らな欲望」とは、貧困者を放っておけなくなった政治経済的で公衆衛生的で都市行政的な事情に突き動かされた欲望でもなく、また危険な階級たる貧困者を治安対策として処遇せんとしたり、慈善と支援の対象として貧困者を見分けて見出そうとする社会が憑かれた欲望ではない。「淫らな欲望」とは、複数のセーフティネットこそが人びとの生活の再生産を支えると同時に生活を危うくしている国家の働きそのものを見えない形にする欲望である。その意味では、「貧困調査・支援」という社会的装置が差別の体制をいかに編成しながら、国家の働きを見えない形にしてしまっている機制であるかを鮮やかに描き出している。私たちにはこの国家の働きをいかに評価し、別様の何かをいかに提示するかが問われる。

第Ⅲ部は以上の論文によって「差別の体制」を論考したものになっている。

終章の天田論文は、18世紀末から19世紀初頭に発明された精神医学と刑罰が結びついた統治システムは「周縁的な存在」を常に発見・創出してきたのであるが、それは「反精神医学」や「精神医療批判」をいかに組み込み、システムを編成してきたのかを明らかにする。そのうえで、「反精神医学」「精神医療批判」といった「批判的言説」をいかに評価するのか、どの程度のものとして評定するのか、その言説と装置の効果をいかに見積もるのがマイノリティの運動や研究の実践において重要であることを論考する。結論として、フーコー自身もほとんど手つかずであり、断片的に論じているにすぎないが、たとえば1930年代のソヴィエト社会主義共和国連邦における心理テストやロボットミーの禁止に見られる「脱精神医学化」「精神医療批判」がそうであったように、「批判的言説」は統治システムにおいて「批判」として機能するどころか、統治システムを強化・再編するものでしかないことを提示す

る。フーコーによるクーパーやレインなどに代表される「反精神医学」に対する評価は概ね肯定的であった一方で、「精神医学」は「反精神医学」「精神医療批判」を常に組み込みながら統治システムを再編してきたことを繰り返し主張し、近代における「医療国家」「精神医療国家」の圧倒的な力をきちんと見積もり、批判していた。マイノリティ研究・マイノリティ論においては「批判的な物言い」が容易く了解・受容されてしまうことがあるが、私たちはそのことに十分に自覚的であるべきだし、常に冷徹な分析者であるべきなのだ。

本書に収められた論文は、以上のような多様な主題・対象・領域を扱いながらも、それぞれの主題・対象・領域における先行研究で語られてきた「批判的な物言い」に対して可能な限り距離をとり、自らの思考のもとで批判の立ち位置を見定め、研究を改めて設計・構想したものである。もちろん、一読して分かるように、各執筆者の「批判的な物言い」との距離は異なるし、その距離との関係で定位される立脚点も異なる。当然、その立ち位置の違いゆえに設計・構想された研究の質も準位も展開力も異なる。本書はそれらの違いを統一化することはしていないが、それこそが本書の狙いでもある。換言すれば、本書の各論文がそれぞれにマイノリティ研究・マイノリティ論として複数の可能性を開きつつ、同時にそれぞれが輪郭をもった論文を形作っていれば、本書の目的は達成されたことになる。